

3那監第638号
令和3年8月4日

那珂川市長 武末茂喜様
那珂川市議会議長 高原隆則様

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 上野 彰

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

財務監査（定期監査）

2 監査の対象

健康福祉部

福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 こども応援課 健康課

3 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び一般事務

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

5 監査実施日

令和3年7月13日（火） 福祉課 高齢者支援課 健康課

令和3年7月14日（水） 子育て支援課 こども応援課

6 監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類にもとづいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部、改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項に基づき、当該措置の内容を通知すること。

1 土地賃貸借契約書（療育センター）について（福祉課）

本契約は、平成27年6月1日から平成66年3月31日までの長期継続契約である。

後年度における予算の裏づけがない長期継続契約については、「翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合、当該契約は解除する」旨の解除条項を附する必要があるが、その条項が欠如している。

契約自体は有効ではあるが、市の契約事務としては不適切であるので、契約内容変更等の適切な措置を講じられたい。